

令和2年5月26日

お取引先様 各位

株式会社パシフィックソーワ

緊急事態宣言の全面解除を受けて

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、緊急事態宣言後社会的責任の観点より政府および各自治体の要請に協力すべく在宅勤務を実施し、移動をともなう業務は停止しておりました。25日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の全面解除を受けて、弊社の対応を下記のとおりご案内させていただきます。

お取引先様にはご不便をおかけしておりますが、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

【運用開始日】

・2020年6月1日(月)より

【解除後の体制】

・移動をともなう業務に関して一部制限させていただきます。

・引き続き社員の時差、時短出勤や在宅勤務に関しましては6月30日まで継続とさせていただきます。

＊状況により延長/短縮させていただく場合がございます事をご容赦願います。

・ご来社の場合弊社担当者へ事前のご連絡をお願い致します。また、マスクの着用をお願いするとともに、体調の様子をお伺いさせていただきます。

【業務に関する連絡先】

業務に関するお問い合わせは、ホームページに掲載しております各事業所へご連絡願います。

【本件に関する問い合わせ先】

株式会社パシフィックソーワ

総務部

TEL 03-4243-1234 FAX 03-4243-1235

以 上